厚生労働省 茨城労働局　Press Release

茨　城　労　働　局　発　表 令　和　５　年　８　月　７　日（月）

【照会先】
茨城労働局労働基準部賃金室
室　　長　　川野　義光
室長補佐　　中島　孝紀
（直通電話）029（224）6216

令和５年度茨城県最低賃金の改正答申について
－　引上げ額は４２円　－

茨城地方最低賃金審議会（会長　清山　玲）は、本年７月28日に中央最低賃金審議会から示された目安答申を参考に、茨城県における各種経済指標などを勘案して慎重に審議した結果、本日８月７日、茨城労働局長（澤口 浩司）に対し、現行の最低賃金の時間額９１１円を４２円引上げて（引上率４．６１％）、９５３円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

本年においては、原材料価格の高騰や物価の上昇、加えて円安の進行により、中小企業・小規模事業者に大きな影響がでている。地域の経済と文化を支えてきた中小零細企業に対する国及び県の多くの支援策をいっそう使い易くきめ細かな支援制度へと改善することを要望したい。加えて、最低賃金の引き上げが働く人の就業調整につながることのないように、働き方に中立な税・社会保険制度等に体系的に整備するよう国に求める。茨城労働局に対しては、茨城県内自治体と連携して、各種支援策を必要とする中小企業・小規模事業者へ、周知啓発等による制度の一層の利活用の促進を求める旨、答申に盛り込まれました。

これを受けて、茨城労働局長は、答申内容の公示等所要の手続を経て、本年度の茨城県最低賃金の改正を決定する予定です。

（参考）

茨城県最低賃金の改定額及び対前年度引上率、引上額の推移

年　度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度(答申)
最低賃金改定額	８４９円	８５１円	８７９円	９１１円	９５３円
対前年度引上率	３．２８％	０．２４％	３．２９％	３．６４％	４．６１％
対前年度引上額	２７円	２円	２８円	３２円	４２円

※引き上げ率は、四捨五入の数値である。

（参考）

目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

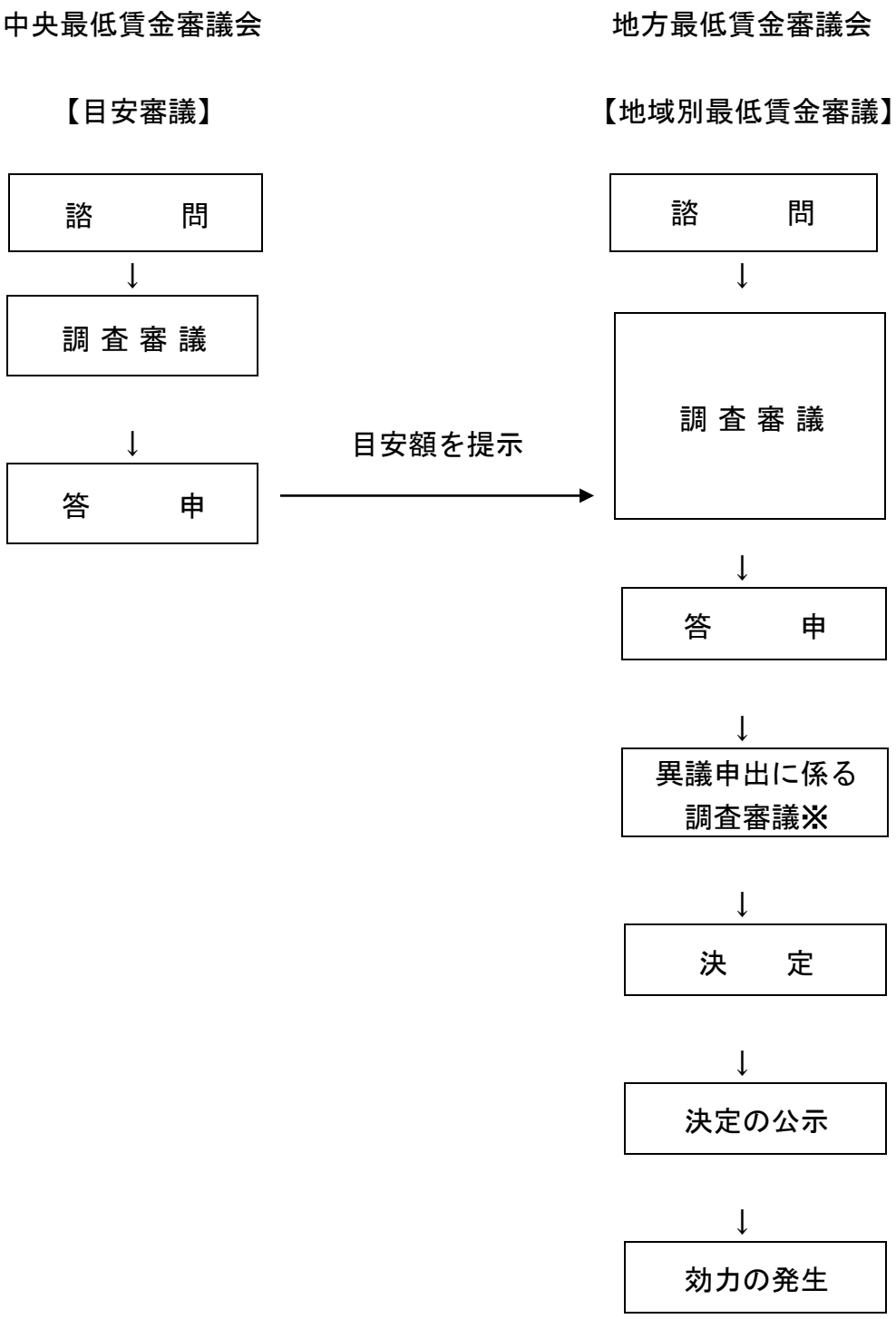

※　関係労使から異議申出があった場合に開催される